

第1号様式

令和 年 月 日

船橋市長 あて

住 所 _____
 氏 名 _____
 申請者 電話番号 _____
 使用者との関係 ()

船橋市電話 de 詐欺防止装置貸与申請書

船橋市電話 de 詐欺防止装置貸与要綱第5条第1項の規定により、電話 de 詐欺防止装置の貸与を申請します。

なお、申請に当たっては裏面の誓約事項に同意します。

□申請者と同じ 使用者	ふりがな 氏名			
	生年月日 ※西暦	年 月 日生	年齢	(歳)
	住所	〒 船橋市		
	連絡先 (装置設置 予定番号)	()	—	
緊急時連絡先	続柄			
	ふりがな 氏名			
	住所	〒		
	連絡先	()	—	

-----以下担当処理欄-----

装置No.	本人確認書類	□マイナンバーカード □運転免許証 □その他 ()
受付区分	□純新規 □更新 (機器交換) □更新 (機器据え置き)	
受付方法	□窓口 □郵送 □外出先 (寿大学・防犯講座) □その他 ()	

(裏面)

船橋市電話 de 詐欺防止装置貸与に関する誓約事項

- 1 船橋市から貸与を受けた電話 de 詐欺防止装置（以下「装置」という。）は、取扱説明書に沿って適切に使用します。
- 2 装置は、市の承諾を得ることなく処分しません。
- 3 装置は、電話de詐欺等を防止するために使用し、その他の目的に使用しません。
- 4 装置は、転貸、売却又は譲渡しません。
- 5 装置は、市の区域以外で使用しません。
- 6 装置の貸与期間中に、転出その他の理由により貸与対象でなくなったときは、装置を返却します。
- 7 不要となったときは、装置を返却します。
- 8 装置が故障し、滅失し、若しくはその一部を欠損したとき、又は装置を紛失したときは、速やかに市長に報告します。
- 9 私が虚偽の申請その他の不正な行為により装置の貸与を受け、装置の返却を命じられたときは、その求めに応じ、装置を返却します。
- 10 装置によって発生した事故及び損害の一切の責任は私が負います。